

2026 年 10 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社倉元製作所
代表者名 代表取締役 CEO 星 彰治
代表取締役社長兼 CFO 小峰 衛
(コード：5216、スタンダード市場)
問合せ先 代表取締役社長兼 CFO 小峰 衛
(TEL. 0228-32-5111)

(開示事項の経過) 当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2024 年 12 月 3 日付「当社に対する訴訟提起に関するお知らせ」にて公表いたしました、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（以下「原告」といいます。）から提起された訴訟について、2026 年 10 月 1 日、東京地方裁判所より第一審判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所
- (2) 判決言渡日：2026 年 10 月 1 日

2. 訴訟の経緯

原告は、当社に対し、当社が 2024 年に実施した新株式及び新株予約権の発行が、原告との間のアレンジメント契約に違反するとして、違約金等 71,009,047 円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めて本件訴訟を提起しておりました。

当社は、原告が主張する内容の契約は成立していないこと、当該新株式等の発行時点で契約の終了事由が生じていたこと、当該発行は契約の違反事由にも該当しないこと等から、支払義務はない旨を主張してまいりました。

3. 判決の内容

【主文】

- 1 被告（当社）は、原告に対し、1,325,091 円及びこれに対する令和 6 年 5 月 31 日から支払済みまで年 3%の割合による金員を支払え
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを 50 分し、その 49 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。

4. 今後の対応

当社は、本判決において当社の主張が概ね認められたものと評価しておりますが、本判決の内容を精査するとともに、当社訴訟代理人とも協議のうえ、控訴を含め今後の対応を検討してまいります。今後の対応方針について決定した場合には、必要に応じて速やかにお知らせいたします。

5. 業績への影響

本判決による当社の連結業績への影響については、現在精査中です。

今後、業績予想の修正その他開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上